

BoX 会員規約

第 1 章 総則

第 1 条(名称)

クラブ名は、BoX(以下「本クラブ」という)と称します。

第 2 条(所在地)

本クラブは、東京都世田谷区中町 2-11-13 ペナテス玉川 B1 を所在地とします。

第 3 条(目的)

本クラブは、運動に対する正しい理解と関心を深めるとともに心身の健康の維持増進を図ることを目的とします。

第 4 条(運営・管理)

本クラブの運営・管理は、株式会社 BoX(以下「会社」という)が行います。

第 2 章 会員

第 5 条(会員種別)

本クラブの会員種別は、別途定めるものとします。なお、会社が必要と認める時には、新たな会員種別を設置又は既存の会員種別を廃止することができます。

第 6 条(入会資格)

本クラブの会員は、本クラブの趣旨に賛同し、本規約、細則その他会社の定める事項を確認した上、これらを遵守することを承諾した方で、次の各号の全てに該当する方とします。

①小学生以上の方。

- 健康状態が本クラブの施設利用に支障のない方。
- 刺青のない方及び暴力団等に関わりを持たない方。ただし、会社がファッションタトゥーと認めた場合は、これに該当しない。
- 他の会員の施設利用に影響を与えず、その他会社が適当と認めた方。

(2)未成年の方が入会しようとするときは、会社が特に認めた場合を除き、所定の申込方法により親権者の同意を得た上で、申し込みを行うものとします。この場合、親権者は、自らの会員資格の有無に関わらず、本規約に基づく会員としての責任をご本人と連帯して負うものとします。

(3)前項の規定は、成年後見人、被保佐人、被補助人に準用します。

第 7 条(入会手続)

(1)本クラブに入会を希望する方(以下「入会希望者」といいます。)は、会社所定の入会申込手続きを行うことにより、会社に対し、本クラブの会員資格の取得を申請することができます。

第 8 条(会費)

(1)会員は、会社が別途定める会費を、施設の利用の有無を問わず、次項にて定める方法より、会社に支払うものとします。会員は、会費に未納分が存在する場合は、本クラブを利用できないものとします。

(2)会費の支払方法は、クレジットカード払いとする。

(3)1 か月に満たない会費については、日割計算を行わないものとする。

(4)会員が会費の支払を遅滞した場合、会員は年 14.6%の割合による遅延損害金を会社に支払うものとします。

第9条(利用料)

- (1)会社は、会員が別途定める月々の所定回数を超えて本クラブを利用する場合、会社が別途定める利用料を徴収します。
- (2)会社は、会員が別途定める施設及びレンタル品を利用する場合には、別途利用料を徴収いたします。
- (3)会員が利用料の支払を遅滞した場合、会員は年 14.6%の割合による遅延損害金を会社に支払うものとします。

第10条(会員ID等)

- (1)会社は、会員に対して会員IDおよびパスワードを発行いたします。
- (2)会員は本クラブ利用予約に際して、会員ID及びパスワードにて所定のウェブサイトよりログインできます。
- (3)会員は、会員ID及びパスワードを適切に管理及び保管するものとし、これを第三者に貸与、譲渡、名義変更、売買その他の方法により利用させてはならないものとします。
- (4)会員ID又はパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等により生じた会員の損害に関する一切の責任は、会員が負うものとする。
- (5)会社に登録された会員ID及びパスワードを用いてログインをした上で行われた、当社ウェブサイトのあらゆる利用は、当該会員ID及びパスワードに係る会員による利用とみなすものとし、当該利用の結果、会員に生じた損害、損失その他の不都合に関し、会社に故意又は重過失がある場合を除き、会社は一切の責任を負いません。
- (6)会員が、その事由にかかわらず会員資格を喪失した場合は、自動的に会員ID及びパスワードは無効となります。

第11条(会員資格の譲渡等)

会員資格は会員本人限りとし、その会員資格を他に譲渡、相続及び名義変更することはできません。

第12条(休会)

- (1)会員は、休会を希望する場合、休会希望月の前月 19 日までに、会社所定の休会手続きを行うものとします。
- (2)会員は、休会期間中、会社に対して、会社所定の休会費を毎月支払うものとします。
- (3)休会中の会員は、会社の定める休会期間終了日までに、休会延長手続きを行わない場合、休会状態から通常の会員（本条所定の手続きに基づき休会中の会員を除く、全ての会員のことをいいます。）に戻るものとなります。

第13条(退会)

- (1)会員は、退会を希望する場合、退会希望月の前月 19 日までに、会社所定の退会手続きを行うものとします。なお、電話等口頭での退会は受付できません。
- (2)会員は、前項の手続きの申し出を行った際に、未払会費、未払利用料その他会社に対する債務ある場合は、直ちにこれを精算するものとします。
- (3)会員は、会社が退会届を受領しない限り会費支払い義務は発生するものとします。

第14条(除名等)

会社は、次の各号該当の一つに該当する場合、会員資格の一定期間停止または除名することができるものとします。

- (1) 月会費、利用料その他の代金の支払を 2 ヶ月滞納したとき。
(除名の場合も、除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。)
- (2) 本規約、その他会社の定めた事項に反する行為があったとき。
- (3) 会員ID及びパスワードを第三者に使用させる等不正を行ったとき。

- (4)施設内で物品販売、宣伝広告、政治活動、署名活動、個別指導の営利行為を行ったとき。
- (5)施設等を故意または重大な過失により破損したとき。
- (6)その他会員として相応しくないと会社が認めたとき。
- (7)法令等に違反したとき。

第 15 条(届出事項の変更等)

- (1) 会員は、会員種別の変更を希望する場合、会員種別の変更を希望する月の前月 19 日までに、会社所定の変更手続きを行うものとします。
- (2) 入会申込時の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに会社に届け出るものとします。変更届の未提出による会社からの通知等の不備に関する一切の責任は会員が負うものとします。

第 3 章 ビジター

第 16 条 (ビジター)

- (1)会員以外の者で会社が適当と認めた方(以下「ビジター」という) は、営業時間内に本クラブの施設を予約の上利用することができます。
- (2)ビジターは本クラブ利用に際し、会社が定めるビジター利用料を支払うものとします。
- (3)ビジターは小学生以上の方に限ります。
- (4)会社が必要と認めた場合には、ビジターの入場を制限することができます。
- (5)会社は、ビジターに対し、本規約、細則、その他会社が定める事項を、遵守させるものとします。

第 4 章 運営・管理

第 17 条(運営・管理)

- (1)本クラブの運営・管理は会社の責任において行います。
- (2)会員は、会社の運営・管理について関与できません。
- (3)会社は施設の利用規定等、運営・管理に関与する規則を定め、且つこれを変更することができます。

第 18 条(規約等遵守の義務)

本クラブ利用者(以下「利用者」という) は、本規約及びその他会社が定める運営・管理に関する事項を遵守しなければなりません。

第 19 条(施設利用の制限)

- (1)会社は、特別事項、講習会開催、施設の改修、その他必要と認めた時、施設の全部または一部の利用を制限することができます。
- (2)会社は施設によって予約の扱いを必要とし、利用時間を制限することができます。
- (3)会社は次の各号の一に該当する方の利用を禁止するものとします。
 - 刺青のある方、暴力団関係者及び本クラブが不適当と認める方。ただし、本クラブがファッションタトゥーと認めた場合は、これに該当しない。
 - 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有する方。
 - 飲酒等により、正常な施設利用ができないと認められた方。
 - 妊娠中の方。
 - 医師等により運動を禁じられている方。
- (4)会社は、次の各号の一に該当する方の施設利用に際し、医師による診断書の提出を求めることができます。また、会社が必要と認めた場合には、施設の利用を禁止することができるものとします。

- 現在疾病、怪我その他の事情により治療中の方
- 現在投薬中の方
- 心疾患、高血圧症、糖尿病、整形外科疾患等の既往歴のある方

第 20 条(責任事項)

- (1)利用者は、自己責任と負担においてクラブの施設を利用するものとします。
- (2)会社は、会社に故意または重大な過失がある場合を除き、利用者に発生した傷害、盗難等の人的、物的事故並びに、既往歴の有無を問わず、利用者に発生した疾病その他一切の身心の症状について一切の責任を負わないこととします。
- (3)利用者が本クラブ内で利用者の責めに帰すべき事由により、会社または第三者に損害を与えた場合は、利用者が、その賠償責任を負うものとし、会社は、会社に故意または重大な過失がある場合を除き、当該第三者に対する一切の責任を負わないこととします。

第 21 条(禁止事項)

1. 暴力行為の禁止
他の会員やスタッフに対する暴力、脅迫、ハラスメント行為は固くお断りします。
2. 器具の適切な使用
ジムの器具や設備を乱暴に扱うこと、破損させることは禁止いたします。使用後は必ず元の位置に戻してください。
3. 不正行為の禁止
他人の会員証を使用する行為や、虚偽の情報を提供する行為はご遠慮ください。
4. 飲食の制限
ジム内での飲酒や、指定された場所以外での飲食はご遠慮ください。
5. 喫煙の禁止
ジム施設内は全て禁煙とさせていただきます。
6. 違法物の持ち込み禁止
違法薬物や危険物の持ち込みは固く禁止いたします。
7. 無許可の営業行為の禁止
ジム内での無許可の営業行為や宣伝活動はご遠慮ください。
8. 撮影・録音の制限
他の会員やスタッフの許可なしに、ジム内での撮影や録音はお控えください。
9. 迷惑行為の禁止
大声や過度な騒音を立てる行為、他の会員のトレーニングを妨害する行為はご遠慮ください。
10. プライバシーの尊重
他の会員のプライバシーを侵害する行為や、個人情報をお断りで収集・使用する行為は禁止いたします。
11. ペットの持ち込み禁止
ジム施設内へのペットの持ち込みはご遠慮ください。
12. 衛生管理の徹底
施設内での不衛生な行動（例：汗を拭かない、備品を清掃しないなど）はお控えください。
13. 違反時の対応
上記の禁止事項に違反した場合、注意・警告、利用停止、会員資格の剥奪などの措置を取らせていただく場合がございます。
14. 特に悪質な場合は、法的措置を講じる場合がございます。

第 22 条 (インターネット予約サービスの利用)

会員はインターネット予約サービス(以下「本サービス」という)を利用できます。

第 23 条 (インターネット予約サービスの内容)

(1) 本サービスでは、パソコン、スマートフォンから、受講予約、予約内容の確認/取り消し等ができません。本クラブは本サービスの内容の一部もしくは全部を停止・変更・中止する場合があります。

(2) 本クラブは、本サービスの提供を保証するものではなく、本クラブに責を帰すべき事由がある場合を除き、その一部または全部の提供の停止、中止または変更により会員が被ったいかなる不利益・損害について一切の責任を負いません。

第 24 条 (インターネット予約サービスの提供時間)

本サービスは、原則として年中無休でご利用いただけます。ただし、メンテナンス作業等、会社が中断または停止が必要と判断した場合、会社は本サービスの提供を中断または停止することがあります。本クラブは本サービスを年中無休で提供することを保証するものではなく、本サービスの中断または停止により会員が被ったいかなる不利益・損害について一切の責任を負いません。

第 25 条 (ID、パスワードの管理)

会員は、自らの責任において会員 ID 及びパスワードを管理するものとします。会員 ID 及びパスワードを用いてなされた一切の本サービス利用行為は、当該会員本人によって行われたものとみなします。

第 26 条 (利用設備)

会員は、自らの責任と負担において本サービスを利用できる適切な利用環境(機器・ソフトウェア等)を用意するものとします。

第 27 条 (不保証)

会社は、本サービスの提供に万全を期しており、本サービスに不具合、不備、ウィルス等の瑕疵が発見された場合には相当と認める措置をとりますが、会社は、本サービスの提供にあたり本サービスに瑕疵が存在しないことを保証するものではありません。

第 6 章 その他

第 28 条(料金の改定)

会社は、経済情勢の変化、その他の事由により、入会登録手数料、会費、利用料その他の料金を随時改定できるものとします。

第 29 条(細則等)

本規約に定めのない事項並びに運営上必要な事項は、別途細則等で会社が定めるものとします。

第 30 条(閉鎖)

会社は、次の各号の場合、事前に会員に通知のうえ、本クラブを閉鎖することができます。この場合、すべての会員は退会とし、何等の異議申立をすることはできません。また、会社は会員に対し、特別の補償は行わないものとします。

- ①法令の制定改廃または行政指導により営業が不可能になったとき。
 - 災害その他により施設の被害が大きく、営業が不可能になったとき。
 - 著しい社会情勢の変化、その他やむを得ない事由が発生したとき。

第 31 条(改訂)

会社は、本規約を必要に応じて改訂することができるものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとします。

第 32 条（その他）

本規約に定めなき事項並びに業務運営上必要な事項は、会社がこれを定めるものとします。

第 33 条（告知方法）

本規約における会員への告知方法は、施設内への掲示とします。

第 34 条（個人情報保護）

会社は、会社の保有する会員の個人情報を、会社が別途定める個人情報保護方針に従って管理するものとします。

第 35 条(施行)

本規約は、2024年6月1日より施行いたします。